（特例太陽光発電設備に係る要件）

第七条　法附則第六条第一項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　その出力が五百キロワット未満であって、次のいずれにも該当すること。

イ　発電に係る事業の用に供するものでないこと。

ロ　電気を使用しない、電気の使用量が著しく少ない又は昼間の電気の使用が限られた時期においてのみ生ずる場所に設置されるものでないこと。

ハ　第八条第一項第六号イに掲げる構造であること。

二　当該設備を用いて太陽光を変換して得られる電気を、一般電気事業者がイに掲げる期間を超えない範囲内の期間にわたりロに掲げる価格により調達を行っているもの又は平成二十四年六月三十日までに当該調達を一般電気事業者に申し込んだものであること。

イ　法附則第六条で読み替えて適用される法第四条第一項の規定に基づき法第三条の規定（調達期間に係る部分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める期間

ロ　法附則第六条で読み替えて適用される法第四条第一項の規定に基づき法第三条の規定（調達価格に係る部分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める価格

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の廃止）

第八条　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）は、廃止する。

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の廃止に伴う経過措置）

第九条　前条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（以下「旧特別措置法施行規則」という。）第一条第二項、第三条から第十一条まで、第十四条から第二十条まで、第二十一条（第九号を除く。）及び附則第三条の規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

旧特別措置法施行規則第一条第二項	法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる再生可能エネルギー電気特別措置法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第八十二号）（以下「なお効力を有する旧特別措置法」という。）
旧特別措置法施行規則第一条第二項、第三条第二項、第十一条及び第二十一条	基準利用量	経過措置利用量
旧特別措置法施行規則第一条第二項、第五条第一項及び第十九条第二項	新エネルギー等発電設備	新エネルギー等認定設備
旧特別措置法施行規則第三条第一項から第三項まで、第四条、第十条、第十一条、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条	法	なお効力を有する旧特別措置法

旧特別措置法施行規則第三条第二項	法第三条第二項第一号の新エネルギー等電気の利用の目標量のうち当該届出年度に係る部分から特定太陽光電気の利用の目標量として経済産業大臣が定める量のうち当該届出年度に係る部分を減じて得た量	旧特別措置法施行規則第十四条	法第九条第一項の認定（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百五十七号。以下「令」という。）第四条の変更の認定を含む。）
		旧特別措置法施行規則第十五条から第十七条まで及び第二十一条	令
		旧特別措置法施行規則第十八条第二項	充てるものの量
		旧特別措置法施行規則第十九条	法第九条第一項の認定
		旧特別措置法施行規則附則第三条	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則
			○・二五
	当該認定		
	当該変更の認定		
	なお効力を有する旧特別措置法施行令		
	充てるものの量（平成二十五年度の届出にあっては、再生可能エネルギー電気特別措置法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「廃止前の旧特別措置法」という。）第五条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）		
	廃止前の旧特別措置法第九条第一項の認定		
	旧特別措置法施行規則		
	○・七五		

2　現に存する前項の規定によりなお効力を有する廃止前の旧特別措置法施行規則による様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（経過措置利用量の届出に係る経過措置）

第十条　法附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第四条第一項の規定にかかわらず、電気事業者は、平成二十四年九月一日までに、旧特別措置法施行規則様式第一による届出書を提出することにより、平成二十四年度についての同項の新エネルギー等電気の経過措置利用量を経済産業大臣に届け出なければならない。